

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年12月25日
【事業年度】	第16期中(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
【発行者名】	株式会社自然エネルギー市民ファンド
【代表者の役職氏名】	代表取締役 吉田 幸司
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区富士見1丁目11-23 フジミビル204
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤秀生
【電話番号】	03 - 6709 - 8314
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【組合等の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
事業年度	自 平成30年 4月1日 至 平成30年 9月30日	自 平成31年 4月1日 至 令和1年 9月30日	自 令和2年 4月1日 至 令和2年 9月30日	自 平成30年 4月1日 至 平成31年 3月31日	自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日
(a) 営業収益(売上高) (千円)	3,603	2,408	1,519	7,207	4,817
(b) 経常利益金額又は経常損失金額 () (千円)	2,169	1,036	444	4,527	2,644
(c) 中間(当期)純利益金額又は中間 (当期)純損失金額() (千円)	2,169	1,036	444	4,527	2,644
(d) 出資持分総額(千円)	206,940	138,649	70,011	206,940	138,649
(e) 発行済出資持分の総数(口)	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
(f) 純資産額(千円)	209,110	139,804	70,575	211,469	141,412
(g) 総資産額(千円)	212,206	144,391	73,661	214,862	144,394
(h) 1口当たり純資産額(円)	121,576	81,281	41,032	122,947	82,216
(i) 1口当たり中間(当期)純利益金 額又は中間(当期)純損失金額() (円)	1,261	602	258	2,632	1,537
(j) 自己資本比率(%)	98.5	96.8	95.8	98.4	98.1
(k) 自己資本利益率(注)(%)	1.0	0.7	0.6	2.1	1.9

(注) 中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失を純資産額で除して算出しております。

(2)【組合等の出資総額】

本書提出日の直近日である令和2年9月30日現在の本匿名組合の出資総額、本匿名組合が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数は以下の通りです。

出資総額	70,011千円
発行する出資持分の総数	上限なし
発行済出資持分の総数	1,720口

最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減は以下の通りです。

年月日	摘要	発行済出資持分総額(口)		出資持分総額(千円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成28年6月30日	匿名組合損益分配	0	1,720	67,319	342,527	(注1)
平成29年6月30日	匿名組合損益分配	0	1,720	67,632	274,895	(注2)
平成30年6月30日	匿名組合損益分配	0	1,720	67,955	206,940	(注3)
令和1年6月30日	匿名組合損益分配	0	1,720	68,291	138,649	(注4)
令和2年6月30日	匿名組合損益分配	0	1,720	68,638	70,011	(注5)

本匿名組合は、平成18年2月15日に1口当たり発行価格500,000円、発行済出資口数1,720口、総額860,000千円にて成立しました。

(注1) 1口当たり出資金39,139円を分配しました。

(注2) 1口当たり出資金39,321円を分配しました。

(注3) 1口当たり出資金39,509円を分配しました。

(注4) 1口当たり出資金39,704円を分配しました。

(注5) 1口当たり出資金39,905円を分配しました。

(3)【その他】

- a. 半期報告書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

- b. 契約又は貸付方針書の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項

- (a) 契約又は貸付方針書の変更

一般社団法人市民風力発電おおまが令和2年9月18日付で解散決議をしたため、返済期限を待たず、同年11月2日付で貸付金残高について繰り上げ返済がなされました。

- (b) 営業譲渡又は営業譲受

該当事項はありません。

- (c) 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- c. 訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本匿名組合に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

2【組合等の運用状況】

(1)【投資状況】

(令和2年9月30日現在)

資産の種類	保有総額(千円)	対総資産比率(%)
長期貸付金(注)	68,998	93.7
預金・その他の資産	4,663	6.3
資産合計	73,661	100.0

(令和2年9月30日現在)

	金額(千円)	対総資産比率(%)
負債総額	3,086	4.2
純資産総額	70,575	95.8
負債純資産総額	73,661	100.0

(注) 本匿名組合では、本匿名組合設立後、次の風力発電事業者に貸付を行いました。本書提出日までの貸付額の相手先別内訳は以下のとおりです。

風力発電事業者	貸付額(千円)
一般社団法人市民風力発電おおま	10,617
一般社団法人秋田未来エネルギー	13,857
一般社団法人あきた市民風力発電	14,929
一般社団法人うなかみ市民風力発電	13,929
一般社団法人波崎未来エネルギー	15,666
合計	68,998

(2) 【運用実績】

【純資産等の推移】

本匿名組合の総資産額、純資産額及び内国組合契約出資持分1口当たりの純資産額は以下の通りです。

年月日	総資産額(千円)	純資産総額(千円)	1口当たりの純資産額(円)
令和1年10月31日	144,799	140,151	81,483
令和1年11月30日	145,192	140,484	81,677
令和1年12月31日	145,031	140,580	81,733
令和2年1月31日	145,359	140,846	81,888
令和2年2月29日	145,741	141,171	82,076
令和2年3月31日	144,394 (141,750)	141,412 (138,768)	82,216 (80,679)
令和2年4月30日	144,592	141,580	82,314
令和2年5月31日	144,768	141,752	82,414
令和2年6月30日	74,263	70,402	40,931
令和2年7月31日	72,946	69,920	40,651
令和2年8月31日	73,151	70,094	40,752
令和2年9月30日	73,661	70,575	41,032

(注) 各事業年度末の分配金を控除した後の分配落の額を括弧内に記載しております。

【分配の推移】

	事業年度	分配総額(千円)(注)	内国組合契約出資持分 1口当たりの分配の額(円)
第1期	平成18年2月15日～平成18年3月31日		
第2期	平成18年4月1日～平成19年3月31日		
第3期	平成19年4月1日～平成20年3月31日	15,311	8,902
第4期	平成20年4月1日～平成21年3月31日	21,697	12,615
第5期	平成21年4月1日～平成22年3月31日	22,466	13,062
第6期	平成22年4月1日～平成23年3月31日	21,035	12,230
第7期	平成23年4月1日～平成24年3月31日	19,587	11,388
第8期	平成24年4月1日～平成25年3月31日	18,170	10,564
第9期	平成25年4月1日～平成26年3月31日	17,396	10,114
第10期	平成26年4月1日～平成27年3月31日	14,442	8,397
第11期	平成27年4月1日～平成28年3月31日	12,527	7,280
第12期	平成28年4月1日～平成29年3月31日	10,531	6,123
第13期	平成29年4月1日～平成30年3月31日	8,566	4,980
第14期	平成30年4月1日～平成31年3月31日	6,529	3,796
第15期	平成31年4月1日～令和2年3月31日	4,527	2,633

(注1) 「分配総額」は、有価証券届出書第二部第1の2(4)〔分配方針〕aに記載された金銭の分配金によっています。

(注2) 第16期の分配は令和2年度末に実行の予定ですので、本中間期に記載事項はございません。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

	事業年度	自己資本利益率(%)
第1期	平成18年2月15日～平成18年3月31日	0.1(注)
第2期	平成18年4月1日～平成19年3月31日	1.8(注)
第3期	平成19年4月1日～平成20年3月31日	2.4(注)
第4期	平成20年4月1日～平成21年3月31日	2.7(注)
第5期	平成21年4月1日～平成22年3月31日	2.7(注)
第6期	平成22年4月1日～平成23年3月31日	2.7(注)
第7期	平成23年4月1日～平成24年3月31日	2.7(注)
第8期	平成24年4月1日～平成25年3月31日	2.7(注)
第9期	平成25年4月1日～平成26年3月31日	2.6(注)
第10期	平成26年4月1日～平成27年3月31日	2.6(注)
第11期	平成27年4月1日～平成28年3月31日	2.5(注)
第12期	平成28年4月1日～平成29年3月31日	2.4(注)
第13期	平成29年4月1日～平成30年3月31日	2.3(注)
第14期中	平成30年4月1日～平成30年9月30日	1.0(注)
第14期	平成30年4月1日～平成31年3月31日	2.1(注)
第15期中	平成31年4月1日～令和1年9月30日	0.7(注)
第15期	平成31年4月1日～令和2年3月31日	1.9(注)
第16期中	令和2年4月1日～令和2年9月30日	0.6(注)

(注) 中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失を純資産額で除して算出しております。

(3) 【販売及び払戻しの実績】

以下の販売日以降、本書提出日の直近期である令和2年9月30日まで本匿名組合出資持分の新たな販売及び払戻しはありません。

事業年度	販売日	販売口数	払戻し口数	発行済口数
第1期	平成18年2月15日	1,720口	口	1,720口

3 【資産運用会社の概況】

(1) 【資本金の額】

該当事項はありません。

(2) 【運用体制】

該当事項はありません。

(3) 【大株主の状況】

該当事項はありません。

(4) 【役員の状況】

該当事項はありません。

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

該当事項はありません。

4【組合等の経理状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

本組合の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

本組合は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士 金沢修による監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	75,396	4,076
その他	0	587
流動資産合計	75,396	4,663
固定資産		
投資その他の資産		
長期貸付金	68,998	68,998
固定資産合計	68,998	68,998
資産合計	144,394	73,661
負債の部		
流動負債		
未払金	2,982	3,086
預り金	0	0
流動負債合計	2,982	3,086
負債合計	2,982	3,086
純資産の部		
出資金	1 138,649	1 70,011
剰余金		
中間未処分利益又は中間未処理損失()	2,763	564
剰余金合計	2,763	564
純資産合計	141,412	70,575
負債・純資産合計	144,394	73,661

(2)【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 1年 9月30日)	当中間会計期間 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 2年 9月30日)
売上高	2,408	1,519
売上総利益	2,408	1,519
販売費及び一般管理費	1 1,372	1 1,075
営業利益	1,036	444
営業外収益		
受取利息	0	0
その他	0	0
営業外収益合計	0	0
経常利益	1,036	444
中間純利益	1,036	444

【中間財務諸表作成の基本となる重要な事項】

当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 収益及び費用の計上基準 売上高には風力発電事業者への貸付金にかかる受取利息収入及び手数料を、原価には営業者報酬、支払手数料、印刷費等を計上しております。
3. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 組合の存続期間 本匿名組合は平成18年2月15日に成立し、令和3年3月31日まで存続します。
(2) 法人税等 匿名組合契約において匿名組合出資により受入れた財産は営業者に帰属し、匿名組合員に分配された損益を除き営業者は納税義務を負います。したがって、当報告書には法人税等は計上しておりません。
(3) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
一般社団法人市民風力発電おおまが令和2年9月18日付で解散決議をしたことを同年9月23日に連絡を受けました。 そのため、期限の利益を失ったとして貸付金残高の返済を求めるとともに、同年9月23日までの利息金（179,178円）に加えて違約金（318,506円。貸付金残高の3%）を請求し、同年11月2日にすべて支払いを受けています。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
1 発行する出資持分の総数 上限なし 発行済出資持分 1,720口	1 発行する出資持分の総数 上限なし 発行済出資持分 1,720口

(損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和1年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
2 販売費及び一般管理費のうち主要な 費目及び金額 営業報酬 361千円 支払手数料 552千円 業務委託費 0千円 通信費 136千円 印刷費 172千円	2 販売費及び一般管理費のうち主要な 費目及び金額 営業報酬 180千円 支払手数料 554千円 業務委託費 0千円 通信費 132千円 印刷費 104千円

(金融商品関係)

前事業年度（令和2年3月31日）

金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金および預金	75,396	75,396	-
長期貸付金	68,998	68,998	-
資産計	144,394	144,394	-
未払金	2,956	2,956	-
預り金	26	25	-
負債計	2,982	2,982	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金

現金及び預金は、すべて短期であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

未払金および預り金

未払金および預り金は、すべて短期間で決済され、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

当中間会計期間（令和2年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金および預金	4,076	4,076	-
長期貸付金	68,998	68,998	
その他	587	587	
資産計	73,661	73,661	-
未払金	3,029	3,029	-
預り金	56	56	-
負債計	3,085	3,085	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金

現金及び預金は、すべて短期であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

未払金および預り金

未払金および預り金は、すべて短期間で決済され、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(1口当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和1年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1口当たり中間純利益金額	602円	258円

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和1年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1口当たり純資産額	81,281円	41,032円

(注) 1口当たり中間純利益金額(当期純利益金額)の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和1年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
中間(当期)純利益金額(千円)	1,036	444	2,644
匿名組合員に帰属しない 金額(千円)			
匿名組合員に係る中間 (当期)純利益金額(千円)	1,036	444	2,644
期中平均投資口数(口)	1,720	1,720	1,720

独立監査人の中間監査報告書

令和2年12月20日

市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合

営業者 株式会社自然エネルギー市民ファンド

取締役会 御中

金沢公認会計士事務所

公認会計士 金沢 修 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理の状況」に掲げられている市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間財務諸表作成の基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、わが国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために作成者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続きの一部を省略した中間監査手続きが実施される。中間監査手続きは、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性についての意見を表明するものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続きを立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

営業者と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本匿名組合が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。